

資料



## 1. 健康なまち習志野評価委員会

### ○健康なまち習志野評価委員会 設置要領

#### (設置)

第1条 本市における健康づくり総合計画「健康なまち習志野」の評価方法及び達成等の評価するために「健康なまち習志野評価委員会」（以下「評価委員会」という）を設置する。

#### (評価期間)

第2条 評価期間は、計画期間を3期にわけて評価する

第1期は平成16年度～19年度

第2期は平成20年度～22年度

第3期は平成23年度～26年度

#### (職務)

第3条 評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 評価方法の検討及び決定
- (2) 「めざす姿」の目標に対する達成等の評価
- (3) 「健康なまち習志野」計画策定のための提言
- (4) 「健康なまち習志野」計画推進のための提言
- (5) その他必要と認める事項に関すること

#### (委員の委嘱)

第4条 評価委員会委員は15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 習志野市医師会、習志野市歯科医師会及び習志野市薬剤師会に属する者
- (2) 習志野健康福祉センター地域保健課長の職にある者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が認めた者

#### (任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

第1期は平成19年3月22日～平成20年3月31日

第2期は平成20年4月1日～平成23年3月31日

第3期は平成23年4月1日～平成27年3月31日

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第6条 評価委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、保健福祉部健康支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

## ○健康なまち習志野評価委員会 委員名簿

(任期 平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日)

平成 26 年 4 月 1 日現在

氏名	役職	区分	
		第1号	第2号
豊崎 哲也	習志野市医師会 医師	第1号	習志野市医師会、習志野市歯科医師会および習志野市薬剤師会に属する者
石川 京子	習志野市歯科医師会 理事	第1号	習志野市医師会、習志野市歯科医師会および習志野市薬剤師会に属する者
柘植 清美	習志野市薬剤師会 理事	第1号	習志野市医師会、習志野市歯科医師会および習志野市薬剤師会に属する者
新屋敷 房代	習志野健康福祉センター 地域保健課長	第2号	習志野健康福祉センター 地域保健課長の職にある者
島内 憲夫	順天堂大学スポーツ健康科学部 学部長	第3号	学識経験を有する者
岡田 加奈子	千葉大学教育学部 教授	第3号	学識経験を有する者
吉見 知子	習志野市母子保健推進員の会 副会長	第4号	その他市長が認めた者
高橋 司	習志野市健康づくり推進員協議会 会長	第4号	その他市長が認めた者
西山 洋子	習志野市高齢者相談員協議会 理事	第4号	その他市長が認めた者
大久保 龍樹	(公社)習志野青年会議所 OB	第4号	その他市長が認めた者
小澤 淳	NPO法人習志野ベイスайдスポーツ クラブ 事務局長	第4号	その他市長が認めた者

○健康なまち習志野評価委員会 協議経過

日程		内容
平成 23年度	1	8月4日 ①「健康なまち習志野」第3期の推進について ②「健康なまち習志野」計画 プロセス評価の実施方法について ③健康なまち習志野推進の会について
	2	平成24年 2月2日 ①健康なまち習志野（第3期計画）推進・評価に関する調査について ②健康なまち習志野推進月間行事の報告について
平成 24年度	1	7月5日 ①（仮称）健康なまちづくり条例（素案）について ②健康なまち習志野・第3期推進・評価に関する事業評価について
	2	平成25年 1月31日 ①個人の健康を支え守るための社会環境の整備に向けて何ができるか自由討議 ②（通称）習志野市健康なまちづくり条例について
平成 25年度	1	7月9日 ①条例施行後の推進体制と評価委員会の位置づけについて ②健康なまち習志野 第3期推進・評価に関する事業評価について ③健康意識調査について ④健康フェア、シンポジウムについて
	2	平成26年 1月22日 ①健康意識調査 結果報告 ②（仮称）習志野市健康なまち都市宣言について ③評価委員会の今後のスケジュールについて
平成 26年度	1	7月9日 ①健康なまち習志野 第3期推進・評価〔事業評価〕について ②（仮称）「健康なまち習志野宣言」について
	2	平成27年 3月17日 ①健康なまち習志野計画 評価について ②（次期）健康なまち習志野計画について

## 2. 習志野市健康なまちづくり推進活動団体等登録制度

### ○習志野市健康なまちづくり推進活動団体等登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多様な主体による自発的な健康づくりへの取り組みを促進し、個人の健康を支え、守るための社会環境の整備を図ることを目的として実施する習志野市健康なまちづくり推進活動団体等登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 習志野市健康なまちづくり推進活動団体等の登録をすることができる団体及び個人は、自主的かつ自発的に健康なまちづくり（習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例（平成24年条例第21号）第2条第1号の健康なまちづくりをいう。以下同じ。）に取り組む市民活動団体、事業者、健康づくり関係者及び個人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事務所等の所在地が市内にあり、市内を中心に活動していること。
- (2) 別表に掲げるいずれかの事項を趣旨とする活動を実践していること。
- (3) 前号の活動が営利を目的としない活動であること。
- (4) 第2号の活動が政治的又は宗教的活動及び公序良俗に反する活動でないこと。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする団体及び個人は、健康なまちづくり推進活動団体等登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請するものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条に規定する登録の申請が第2条に規定する登録の要件に該当すると認めるときは、健康なまちづくり推進活動団体等登録台帳（別記第2号様式）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録した団体及び個人（以下「登録団体等」という。）に、健康なまちづくり推進活動団体等登録証（別記第3号様式）を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録団体等は、その登録内容に変更が生じたときは、健康なまちづくり推進活動団体等登録内容変更届出書（別記第4号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 登録団体等が登録の抹消を希望するときは、健康なまちづくり推進活動団体等登録抹消届出書（別記第5号様式）に健康なまちづくり推進活動団体等登録証（別記第3号様式）を添えて、市長に届け出るものとする。

(支援の範囲)

第7条 市長は、登録団体等に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 登録団体等の活動情報を市民に広報すること。
- (2) 登録団体等の活動に必要な情報を提供すること。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
  - (3) その他市長が登録に不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、健康なまちづくり推進活動団体等登録取消通知書（別記第6号様式）により、当該団体及び個人に通知するものとする。
  - 3 登録の取消しを受けた団体及び個人は、速やかに健康なまちづくり推進活動団体等登録証（別記第3号様式）を市長に返納しなければならない。

（庶務）

第9条 この要領に定める庶務は、健康なまちづくり担当課において処理する。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（健康なまち習志野推進の会設置要領の廃止）
- 2 健康なまち習志野推進の会設置要領（平成23年7月22日施行）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要領の施行の際、現に前項の規定による廃止前の健康なまち習志野推進の会設置要領に基づき健康なまち習志野推進の会に登録されている者で、施行日までに反対の意思を示さないものは、第4条第1項の規定により登録されたものとみなす。この場合において、市長は、当該者に同条第2項の健康なまちづくり推進活動団体等登録証（別記第3号様式）を交付するものとする。

別表（第2条第1項第2号）

1. すすんで「歩く」まち
2. 楽しく運動に取り組むまち
3. 正しい情報が得られるまち
4. みんながすすんで健康診査・予防接種を受けるまち
5. たばことお酒の正しい知識をもって行動するまち
6. 互いの「いのち・性」を大切にするまち
7. 「歯の健康」に取り組むまち
8. 「食の健康」に取り組むまち
9. 笑顔であいさつしあえるまち
10. 仲間づくりができるまち
11. 「人育て」をすすめるまち
12. 世代を超えたふれあいのあるまち
13. 助け合えるまち
14. 安心して出かけられるまち
15. 安全な暮らしができるまち
16. 安心して医療が受けられるまち
17. ごみのマナーを守るまち
18. 水や空気がきれいなまち

### 3. 健康なまち習志野推進月間

#### ○健康なまち習志野推進月間実施要領

##### 1. 名称

健康なまち習志野推進月間

##### 2. 趣旨

健康増進法に基づく「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」「健やか親子21」や、県の「健康ちば21」を踏まえて、本市では、平成16年3月に市民一人ひとりがいきいきと健やかで、心豊かに生活することを目指した健康づくりの総合計画として「健康なまち習志野」を策定している。

この計画では、健康づくりについて、ヘルスプロモーションの考え方にに基づき、「市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し、主体的に取り組むこと」としている。

そこで、このことを実現するため、毎年11月の1か月間を健康なまち習志野推進月間とし、行事や啓発活動等を実施するものである。

##### 3. 実施機関・団体等

健康支援課ならびに健康なまち習志野推進月間の趣旨に賛同するもの

##### 4. 実施期間

11月1日～11月30日

##### 5. 統一テーマ

「みんなでつくろう健康なまち習志野！」

##### 6. 実施工事等

- (1) 健康づくりに関するイベント（健康フェア等）
- (2) 健康づくりに関する啓発活動（ホームページ、ポスター他）
- (3) 健康なまち習志野推進の会参加団体による活動の中での推進月間のPR

##### 附則

この要領は、平成22年7月8日から施行する。